

労働局の対応について

○外国人労働者相談コーナーにおける外国人労働者らの相談件数

平成16年 8,712件
 平成17年 9,934件
 平成18年 11,081件

※技能実習生に係る相談件数の内訳は不明

○外国人労働者に係る申告件数（うち技能実習生に係るもの）

平成16年 1,566件（48件）
 平成17年 1,654件（126件）
 平成18年 1,721件（232件）

○技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

年	監督指導実施事業場数	違反事業場数
16	630件	513件（81.4%）
17	906件	731件（80.7%）
18	1633件	1209件（74.0%）

（外国人雇用状況届出の義務化等）

昨年10月から改正雇用対策法が施行され、外国人雇用状況の届出が義務化されるとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が策定された。この指針は実習生受入れ企業にも適用されるものであり、その旨指針にも明記され、周知啓発が図られている。

（JITCOによる巡回指導、実習生に対する相談・援助等）

JITCOにおいては、受入れ団体・受入れ企業に対する巡回指導を強化しており、平成19年度においては農業や縫製関係等トラブルが多く発生している業種を重点として、8,139件（受入れ団体98件、受入れ企業8,041件）実施した。指摘内容としては、雇入れ時の健康診断の未実施、社会保険・労働保険の未加入、賃金控除協定の未締結等が多い。なお、平成20年度については、さらに取組を強化し、10,000件を目標に実施する予定である。